

定 款

社会福祉法人大久保学園

社会福祉法人大久保学園 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種 社会福祉事業

障害者支援施設の経営

（2）第二種 社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大久保学園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の障害者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県船橋市金堀町499番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、別に定める「役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程」に基づき報酬等を支給することができる

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議が行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を常務理事、1名を会長とする。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 5 常務理事は、社会福祉法第45条の16第2項第2号に定める業務執行理事とする。
 - 6 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長は、理事長の指名により会長とする。会長は、理事としての権限を有する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財

産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

- 第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第22条 理事及び監事に対して、評議員会で別に定める総額の範囲内で、別に定める「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に基づき報酬等を支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第23条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第24条 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

- 第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第26条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長もしくは常務理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

千葉県船橋市金堀町 499-1 所在の建物

(本館)

鉄筋コンクリート造ルーフイングぶき式階建

壹階部分 (895.35 m²)

式階部分 (271.44 ")

千葉県船橋市金堀町 432-2 所在の建物

(単独短期B棟)

鉄筋コンクリート造陸屋根参階建

(237.21 ")

千葉県船橋市金堀町 499-17 所在の建物

(機能訓練棟)

鉄骨、鉄筋コンクリート造地下壹階付式階建

(534.18 ")

千葉県船橋市金堀町 499-17 所在の建物

(船橋ホーム・金堀ホーム)

木造スレートぶき式階建

(164.21 ")

千葉県船橋市金堀町 444 所在の建物

(木工作業所)

鉄骨造スレートぶき平屋建

(241.66 ")

千葉県船橋市金堀町 499-1 所在の建物

(南館)

鉄筋コンクリート造スレートぶき参階建

壹階部分 (251.88 //)

貳階部分 (1,241.77 //)

参階部分 (860.49 //)

千葉県船橋市金堀町 430-3 所在の建物

(単独短期A棟)

鉄骨造スレートぶき貳階建

壹階部分 (248.60 //)

貳階部分 (126.27 //)

千葉県船橋市金堀町 432-2 所在の建物

(ふなばし工房 1号館)

鉄筋コンクリート造スレートぶき貳階建

壹階部分 (259.20 //)

貳階部分 (265.20 //)

千葉県船橋市金堀町 449 所在の建物

(作業棟)

鉄骨造ルーフィングぶき平屋建

(369.36 //)

千葉県船橋市金堀町 444, 499-1 所在の建物

(東館)

鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき参階建

壹階部分 (256.35 //)

貳階部分 (246.70 //)

参階部分 (233.10 //)

千葉県船橋市大穴北 1-68-71 所在の建物

(三咲ホーム)

木造スレートぶき貳階建

壹階部分 (55.08 //)

貳階部分 (55.08 //)

千葉県船橋市大穴北 4-176-394 所在の建物

(みどりが丘ホーム)

木・鉄筋コンクリート造瓦ぶき陸屋根参階建

壹階部分 (17.87 //)

貳階部分 (47.61 //)

参階部分 (37.26 //)

千葉県船橋市大穴北 1-237-8 所在の建物

(たかしま台ホーム)

木造瓦ぶき貳階建

壹階部分 (54.65 //)

貳階部分 (32.29 //)

千葉県船橋市豊富町 603-2 所在の建物

(みらい工芸館)

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

(765.51 //)

千葉県船橋市みやぎ台 3-468-108 所在の建物

(みやぎ台ホーム壹番館)

木造瓦ぶき貳階建

壹階部分 (85.10 //)

貳階部分 (74.52 //)

千葉県船橋市金堀町 499-22, 432-2 所在の建物

(ふなばし工房 2号館)

鉄骨造ルーフィングぶき貳階建

壹階部分 (135.00 //)

貳階部分 (135.00 //)

千葉県船橋市金堀町 425-3 所在の建物

(家屋番号 425 番 3)

(原宿ホーム壹番館)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき貳階建

壹階部分 (156.63 //)

貳階部分 (125.82 //)

千葉県船橋市金堀町 425-3 所在の建物

(家屋番号 425 番 3 の 2)

(原宿ホーム式番館)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき式階建

壹階部分 (156.63 //)

式階部分 (125.82 //)

千葉県船橋市金堀町 425-3 所在の建物

(家屋番号 425 番 3 の 3)

(原宿ホーム参番館)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき式階建

壹階部分 (165.60 //)

式階部分 (126.36 //)

千葉県船橋市大穴北 1-237-7 所在の建物

(家屋番号 237 番 7)

(大穴ホーム)

木造瓦ぶき式階建

壹階部分 (45.39 //)

式階部分 (29.69 //)

千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 102 番地 2 所在の建物

(家屋番号 102 番 2 の 1)

(代宿グループホーム あんず)

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

(179.42 //)

千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 102 番地 2 所在の建物

(家屋番号 102 番 2 の 2)

(代宿グループホーム かりん)

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

(176.38 //)

千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 102 番地 2 所在の建物

(家屋番号 102 番 2 の 3)

(代宿グループホーム くるみ)

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき式階建

壹階部分 (87.77 //)

式階部分 (64.59 //)

千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 102 番地 2 所在の建物

(家屋番号 102 番 2 の 4)

(代宿地域支援センター けやき)

木造合金メッキ鋼板ぶき式階建

壹階部分 (188.80 //)

式階部分 (52.99 //)

千葉県船橋市豊富町 690 番地 13 所在の建物

(家屋番号 690 番 13)

(とよとみみらい館)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき式階建

壹階部分 (543.30 //)

式階部分 (371.79 //)

千葉県船橋市みやぎ台 2-468-180 所在の建物

(家屋番号 468 番 180)

(みやぎ台ホーム式番館)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき式階建

壹階部分 (72.80 //)

式階部分 (72.80 //)

千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 88-17 所在の建物

(家屋番号 88 番 17)

(代宿第 2 けやき)

木造スレートぶき平家建

(109.30 //)

千葉県市川市大野町 3-2147-2, 2148-1 所在の建物

(家屋番号 2147 番 2)

(梨香園 生活介護事業所)

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき式階建

壹階部分 (523.50 //)

式階部分 (525.00 //)

千葉県市川市大野町 4-2161-4, 2160-2, 2161-1 所在の建物

(家屋番号 2161 番 4)

(梨香園 単独短期棟)

木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建

1階部分 (298.11 //)

2階部分 (264.99 //)

千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 97 番地 3・

千葉県袖ヶ浦市久保田字関上 3543 番地 31 所在の建物

(家屋番号 97 番 3)

(代宿みらい参番館)

木造スレートぶき平家建

(210.95 //)

(2) 土地

千葉県船橋市金堀町 499-20 の土地

宅 地 (375.00 //)

千葉県船橋市金堀町 499-1 の土地

宅 地 (5,209.89 //)

千葉県船橋市金堀町 444 の土地

宅 地 (991.73 //)

千葉県船橋市金堀町 432-2 の土地

宅 地 (2,155.55 //)

千葉県船橋市金堀町 499-14 の土地

宅 地 (476.90 //)

千葉県船橋市金堀町 499-17 の土地

宅 地 (645.14 //)

千葉県船橋市金堀町 422-1 の土地

畑 (776.00 //)

千葉県船橋市金堀町 449 の土地

宅 地 (1,523.96 //)

千葉県船橋市金堀町 422-2 の土地

山 林 (42.00 //)

千葉県船橋市金堀町 422-3 の土地

雑種地 (88.00 //)

千葉県船橋市金堀町 499-5 の土地

畑 (715.00 //)

千葉県船橋市金堀町 499-22 の土地
 宅地 (209.30 〃)
 千葉県船橋市金堀町 420 の土地
 畑 (1,523.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 421 の土地
 山林 (49.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 448 の土地
 畑 (357.00 〃)
 千葉県船橋市大穴北 1-68-71 の土地
 宅地 (167.37 〃)
 千葉県船橋市大穴北 4-176-394 の土地
 宅地 (133.80 〃)
 千葉県船橋市大穴北 1-237-8 の土地
 宅地 (148.09 〃)
 千葉県船橋市大穴北 1-237-22 の土地
 宅地 (12.76 〃)
 千葉県船橋市豊富町 603-2 の土地
 山林 (1,653.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 429-5 の土地
 山林 (0.18 〃)
 千葉県船橋市金堀町 430-3 の土地
 宅地 (779.37 〃)
 千葉県船橋市金堀町 433-2 の土地
 山林 (97.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 437-2 の土地
 山林 (48.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 429-6 の土地
 山林 (383.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 429-2 の土地
 宅地 (3,887.59 〃)
 千葉県船橋市金堀町 429-3 の土地
 宅地 (2,595.04 〃)
 千葉県船橋市みやぎ台 3-468-108 の土地
 宅地 (160.30 〃)
 千葉県佐倉市上勝田字大谷台 178-2 の土地
 山林 (9,566.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 420-2 の土地
 雑種地 (69.81 〃)

千葉県船橋市金堀町 451 の土地
 畑 (416.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 425-3 の土地
 宅地 (1,326.10 〃)
 千葉県船橋市金堀町 445 の土地
 畑 (532.00 〃)
 千葉県佐倉市上勝田字植松 154 番 1 の土地
 山林 (8,338.00 〃)

千葉県佐倉市上勝田字植松 154 番 6 の土地
 山林 (1,058.00 〃)
 千葉県佐倉市上勝田字植松 154 番 11 の土地
 山林 (657.00 〃)
 千葉県佐倉市上勝田字大谷台 178 番 4 の土地
 山林 (107.00 〃)
 千葉県船橋市大穴北 1-237-7 の土地
 宅地 (105.24 〃)
 千葉県船橋市みやぎ台 2-468-180 の土地
 宅地 (146.12 〃)
 千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 102 番 2 の土地
 宅地 (1,574.04 〃)
 千葉県袖ヶ浦市代宿字穴田 102 番 3 の土地
 宅地 (414.12 〃)
 千葉県船橋市金堀町 450 番 1 の土地
 畑 (264.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 450 番 2 の土地
 畑 (366.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 452 番の土地
 畑 (561.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 453 の土地
 畑 (274.00 〃)
 千葉県船橋市金堀町 504 番-1 の土地
 山林 (495 m² 〃)
 千葉県船橋市金堀町 504 番-2 の土地
 畑 (4,509 m² 〃)

- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする

- 事業及び第37条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事総数の3分2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第37条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域生活支援事業 日中一時支援
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 電気製品の組立、加工、検品等の受託業務の経営。
 - (2) 機械部品又は、日常用品の製造・組立・加工・検品の受託業務及び販売経営。
 - (3) 不動産貸付業(多機能型事業所みらい工芸館における作業場一部賃貸)
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第39条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人大久保学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款にもとづき役員を選任を行うものとする。

理事長	布施 充蔵
常務理事	長宗我部 神城
理事	武田 義正
理事	二階堂 信一
理事	大島 三之助
理事	麻生 威夫
監事	小宮 啓佑
監事	犬飼 義人

(施行期日)

1. この定款は昭和46年11月1日から施行する。
2. この定款は昭和48年2月12日から施行する。
3. この定款は昭和50年11月12日から施行する。
4. この定款は昭和51年9月6日から施行する。
5. この定款は昭和55年12月24日から施行する。
6. この定款は昭和58年3月17日から施行する。
7. この定款は昭和62年2月20日から施行する。
8. この定款は昭和62年3月26日から施行する。
9. この定款は昭和63年11月10日から施行する。

10. この定款は平成元年1月17日から施行する。
11. この定款は平成元年5月11日から施行する。
12. この定款は平成元年8月11日から施行する。
13. この定款は平成元年9月1日から施行する。
14. この定款は平成2年5月1日から施行する。
15. この定款は平成3年4月17日から施行する。
16. この定款は平成4年1月23日から施行する。
17. この定款は平成4年6月25日から施行する。
18. この定款は平成4年12月10日から施行する。
19. この定款は平成6年11月30日から施行する。
20. この定款は平成7年10月3日から施行する。
21. この定款は平成8年3月29日から施行する。
22. この定款は平成8年8月7日から施行する。
23. この定款は平成9年6月19日から施行する。
24. この定款は平成10年1月14日から施行する。
25. この定款は平成10年7月16日から施行する。
26. この定款は平成10年10月13日から施行する。
27. この定款は平成11年1月5日から施行する。
28. この定款は平成12年6月6日から施行する。
29. この定款は平成14年5月30日から施行する。
30. この定款は平成15年1月10日から施行する。
31. この定款は平成16年1月22日から施行する。
32. この定款は平成16年7月9日から施行する。
33. この定款は平成17年3月18日から施行する。
34. この定款は平成17年4月1日から施行する。
35. この定款は平成17年9月27日から施行する。
36. この定款は平成18年4月27日から施行する。
37. この定款は平成18年6月23日から施行する。
38. この定款は平成18年9月22日から施行する。
39. この定款は平成19年1月19日から施行する。
(第1条・第20条第2項関係)
40. この定款は平成19年4月17日から施行する。
(第1条関係)
41. この定款は平成19年6月19日から施行する。
(第1、20・29～38条関係)
ただし、公益事業、収益事業財産及び会計については
平成19年4月1日から分割することとする。
42. この定款は平成20年2月6日から施行する。
(第1・22・37条関係)

43. この定款は平成20年4月7日から施行する。
(第20条関係)
44. この定款は平成20年7月23日から施行する。
(第1・20・32条関係)
45. この定款は平成21年2月19日から施行する。
(第20条関係)
46. この定款は平成21年4月1日から施行する。
(第1条関係)
47. この定款は平成21年6月5日から施行する。
(第20条関係)
48. この定款は、平成22年1月28日から施行する。
ただし、第29条の規定は、平成21年11月1日から施行する。
49. この定款は、平成22年4月28日から施行する。
(第20・31条関係)
50. この定款は、平成23年1月7日から施行する。
(第20条関係)
51. この定款は、平成23年4月14日から施行する。
ただし、第1条の規定は、平成23年4月1日から施行する。
(第1・20条関係)
52. この定款は、平成23年5月30日から施行する。
(第20条関係)
53. この定款は、平成24年1月31日から施行する。
(第20条関係)
54. この定款は、平成24年3月30日から施行する。
(第1条・第5条関係)
ただし、第1条の規定は、平成24年4月1日から施行する。
55. この定款は、平成24年6月14日から施行する。
(第20条関係)
56. この定款は、平成25年5月7日から施行する。
ただし、第21条・第35条・第36条の規定は、平成25年4月1日から
施行する。
57. この定款は、平成25年6月14日から施行する。
(第20条関係)
58. この定款は、平成26年2月12日から施行する。
(第12条・第20条関係)
59. この定款は、平成26年9月16日から施行する。
(第20条関係)
60. この定款は、平成28年2月22日から施行する。
(第20条関係)

- 6 1. この定款は、平成28年6月22日から施行する。
(第20条関係)
- 6 2. この定款は、平成29年4月1日から施行する。
(社会福祉法人制度改革による改正)
- 6 3. この定款は、平成29年8月21日から施行する。
(第21条関係)
- 6 4. この定款は、平成30年7月18日から施行する。
(第28条関係)
- 6 5. この定款は、平成30年8月31日から施行する。
(会計監査人の導入による改正)
- 6 6. この定款は、平成31年1月22日から施行する。
(第29条関係)
- 6 7. この定款は、令和元年7月30日から施行する。
(第29条・第30条関係)